

暴力団と特殊詐欺について

大阪弁護士会 民暴委員会 副委員長
弁護士法人浅田法律事務所 弁護士 小谷知也

1 はじめに

先月は、特殊詐欺（オレオレ詐欺、還付金詐欺等）における暴力団組長への責任追及に関する裁判例の紹介がありましたが、今回は、近時の暴力団と特殊詐欺のかかわりについてご紹介したいと思います。

2 特殊詐欺グループについて

特殊詐欺の形態は様々ですが、例えば、オレオレ詐欺（振り込め詐欺）では、次のような役割を担う複数の者によってグループとして実行されることが通例となっています。

《代表的な役割》

- ・各役割の者に指示をする「指示役」
- ・電話で被害者をだます「架け子」
- ・被害者から現金を受領する「受け子」
- ・被害者に振り込ませた現金を口座から引き出す「出し子」
- ・詐欺に用いる電話や他人名義の口座の通帳、カード等を提供する「道具屋」
- ・電話をかける被害者の名簿を提供する「名簿屋」

特殊詐欺グループでは、捜査の手が及ぶことを回避する等の意図で、違う役割の者の活動を別の役割の者が把握しておらず、検挙されるリスクの高い末端の受け子などは、指示役や架け子の名前すら知らされていないケースも少なくありません。

3 暴力団の関与

平成30年中の特殊詐欺にかかる暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者）の検挙人員¹は、特殊詐欺全体の検挙人員中の22.9%を占めています。この数値は、刑法犯・特別法犯総検挙人員における暴力団構成員等の検挙人員が占める割合が6.3%であることと比較すると、高い割合となっています。また、特殊詐欺の主犯（首謀者・グループリーダー等）の検挙

¹ 警察庁「平成30年における組織犯罪の情勢」1、2頁

人員に占める暴力団構成員等の割合は45.3%、出し子・受け子・見張の指示役の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合は47.9%であり、暴力団構成員等が主犯又は指示役となる割合が高いといえます。

このような検挙状況からは、暴力団が特殊詐欺グループでの重要な地位を担うとともに特殊詐欺によって得られた違法・不当な利益が暴力団の資金源となっている状況がうかがわれます。そして、平成30年における特殊詐欺被害額は約356億円もの金額となっていることを考えあわせると、特殊詐欺は近時の暴力団にとって有力な資金源になっていると考えられます。

このような実態の背景には、近年の暴力団対策法の改正による規制の強化、社会における暴力団排除活動の進展により、暴力団の威力をあからさまに示して行う資金獲得活動が困難になったといった事情を受け、暴力団員の多くが種々の規制、取締を回避して、自らの活動実態を不透明化させ、巧妙かつ効率的に資金源を確保しようとしていることが考えられます。

4 暴力団からの被害回復について

このような状況にあって、特殊詐欺の被害者が暴力団組長に責任追及を行い、被害回復を図ることは必ずしも容易ではありません。

まず、特殊詐欺は、被害者を騙す犯罪であるため、暴力団関係者が関与していたとしても、自ら暴力団であることを明らかにすることはありません。また、前述の通り、特殊詐欺グループは各役割を担う複数の者によって組織される一方で、各役割どうしが互いの役割を担う者について把握していないために、仮に末端の受け子を検挙できたとしても、組織の全容や暴力団の関与の状況までは明らかにならないケースは少なくありません。

そのような中、10月コラムでご紹介した、特殊詐欺事案において暴力団組長の責任を肯定する裁判例が登場するに至っており、特殊詐欺における暴力団組長への責任追及について新たな局面を迎えているといえます。

以上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載